

令和2年度水産物販売促進緊急対策事業（インターネット通販等を活用した販売促進） への応募にあたってのご確認いただきたいこと（第11期）

本事業に応募される方は、令和2年度水産物販売促進緊急対策事業（うちインターネット通販等を活用した販売促進事業）送料支援対象品目データベース出品者公募要領（以下「公募要領」といいます。）、令和2年度水産物販売促進緊急対策事業（うちインターネット通販等を活用した販売促進事業）出品者支援実施規程（以下「実施規程」といいます。）、に加え、以下の事項についてご確認、ご了解の上、応募ください。

1. はじめに

1) 事業実施主体（事務局）について

本事業の事業実施は、一般社団法人大日本水産会と株式会社アール・ピー・アイが共同で設置する水産物販売促進緊急対策事業共同事務局（以下「事務局」という）が行います。

2) 送料支援対象品目WEBデータベースについて

事務局は、インターネットにより、3に規定される送料支援対象品目を全て掲載し、一般に検索できる送料支援対象品目WEBデータベース（品目WEBデータベース）を整備します。

品目WEBデータベースは、全ての送料支援対象品目を掲載しますが、掲載料等の負担は2に規定する支援対象事業者には一切かかりません。

2. 本事業の対象となる支援対象事業者について

本事業の支援対象事業者は、本事業の支援対象事業者公募に応募し、事務局により選定された事業者とします。

支援対象事業者は、公募要領、実施規程に規定されている要件とあわせて、以下の1)～5)の全ての要件を満たすものとします。

- 1) 自ら送料支援対象品目を購入者に販売及び送付できる。
- 2) 本事業で取り扱う全ての送料支援対象品目を、品目WEBデータベースに掲載できる。
- 3) 支援対象事業者の連絡先として、事業者名称、所在地、担当者名、電話番号、メールアドレスを公表できる。
- 4) 本事業のオンラインによる手続きに対応できる（本事業では手続きの多くをオンラインにより行うため。）。
- 5) 事業を開始してから原則1年以上経っており、定款（法人格を有さない団体の場合は、団体の概要（開業届出書等）や沿革がわかる資料）の写し、及び直近1期分の決算報告書（法人格を有さない団体である場合は、決算報告書に準じる資料（個人事業主の場合は青色申告書等））の写しを提出できること。

なお、本事業の支援対象事業者に選定されなかった場合、その理由等は開示しませんので、ご了承ください。

3. 送料支援対象品目について

以下の①から③のいずれかに該当するものを送料支援対象品目とします。なお、②又は③に該当する水産物（加工品を含む。）の判断の参考として、支援対象事業者は、当該水産物に含まれる構成品または原材料の重量及び総重量に対する割合が記載された構成・配合表を事務局に提出できる。

また、送料支援対象品目には、送料・運送料の支援対象となる説明文やロゴマーク等を表示することが推奨されます。

- ① 実施要領第3に定められる事業対象品目。
- ② 事業対象品目と非事業対象品目のセット商品（鮮魚の詰め合わせ等）の場合、当該商品に占める事業対象品目の重量割合（複数の事業対象品目が含まれる場合は合計の重量割合）が50%以

上であるもの。なお、重量割合の母数となる総重量には包装材や冷媒の重量は含めない。事業対象品目の重量は送料支援対象品目として商品化されている状態での重量とする。

- ③ 食品表示基準（令和2年3月27日内閣府令第20号）の第2条及び別表第1に掲げる「加工魚介類」、「加工海藻類」、「その他の水産加工食品」及び「調理食品（事業対象品目の名称が商品名に含まれており、当該品目の原料原産地名の表示がなされているものに限る。）」（以下「水産加工品」という。）の場合、当該水産加工品に占める水産物のうち事業対象品目の重量割合（複数の事業対象品目が含まれる場合は合計の重量割合）が50%以上であるもの。なお、重量割合の母数となる総重量には包装材や冷媒の重量は含めない。事業対象品目の重量は送料支援対象品目として商品化されている状態での重量とする。

4. 支援対象事業者のECサイトについて

1) ECサイトの機能について満たすべき要件

支援対象事業者がECサイトを使用している場合※、使用するインターネット通販のECサイトは、以下の①～④の全ての要件を満たすものとします。

※本事業は、ECサイトを使用していない事業者も応募できます。

- ① ECサイトにおいて、送料支援対象商品を掲載する特設ページを設定する。
- ② 上記の特設ページにおいて、全ての送料支援対象商品を表示する。
- ③ 全ての送料支援対象商品は、特定の固有番号を付与して管理する。
- ④ ECサイトの出品登録料及び販売手数料等が適正に設定されている。

2) ECサイトについて有することを推奨する機能

支援対象事業者が使用するインターネット通販のECサイトは、以下の①～③の機能を有することを推奨します。

- ① 販売実績（魚種・製品形態・重量・件数などを含む。）の確認及び報告システム。
- ② 支援金の請求及び精算システム（非送料支援対象品目と区分して、支援対象となる送料・運送料及び送料支援対象品目を特定することを含む。）。
- ③ 送料支援対象品目の適正な購入・発送のための基本機能（決済サービス、セキュリティ、受注管理システム、ショッピングカート及びメール配信サービスなど）。

5. 支援対象となる送料・運搬料等について

1) 支援対象となる送料・運送料等

支援対象となる送料・運送料等は、次のものとする。

- ① 送料支援対象品目の国内の購入者が負担する国内での送料・運送料（梱包・冷媒費を含む。）で、支援対象事業者が負担した実費（税抜）。
- ② 送料支援対象品目の国内の出品者が負担する国内での送料・運送料（梱包・冷媒費を含む。）で、支援対象事業者が負担した実費（税抜）。

なお、①、②共に、送料支援対象品目を消費者に向けて送付する場合の送料・運送料（梱包・冷媒費を含む。）及び事業用途（外食事業者に向けた調理材料用や量販店に向けた販売用など）として事業者に向けて送付する場合の送料・運送料（梱包・冷媒費を含む。）の、支援対象事業者が負担した実費（税抜）とする。

2) 送料支援対象品目の送付方法

送料支援対象品目を送付する場合、以下のとおり送付してください。

- ① 送料支援対象品目は購入者に単品で送付する（複数まとめて送付する場合は送料支援対象品目だけをまとめて送付して下さい（原則、非送料支援対象品目を含めて送付しない））。
- ② 送料支援対象品目を単品で購入者に対して送付できない合理的な理由がある場合（送料支援対象品目と非送料支援対象品目を混載しないと運搬費の経済性が著しく低下する等）に限り、非送料支援対象品目とあわせて送付できる。その場合の支援対象となる送料・運送料等は、あわせて送付した送料支援対象品目と非送料支援対象品目の合計の重量に占める送料支援対象品目の重量により送料・運送料を按分した金額とする（端数が出る場合は切り捨てとする）。

3) 支援対象となる送料・運送料等の期間

支援対象となる送料・運送料等の期間は、以下の①～②に該当するものとなります。

- ① 支援対象となる送料・運送料等は支援決定日から事業終了日の間に発生したものとする。
- ② 特に梱包・冷媒費は、支援決定日以降に発注・購入されたもので、事業終了日まで送付に使用されたものとする。

4) 支援対象となる梱包・冷媒費の算出方法

支援対象となる梱包・冷媒費を、送料支援対象品目向けだけでなく非送料支援対象品目向けにもまとめて購入している場合で、発送毎の梱包・冷媒費の算出が困難な場合、送料支援対象品目 1 品あたりの梱包・冷媒費は、以下の①～③により算出してください。

- ① 送料支援対象品目について 1 品あたりの梱包材、冷媒の使用量を設定する。(複数ある場合はそれぞれについて設定する)
- ② 購入した梱包材、冷媒の合計数量における送料支援対象品目の 1 品あたりの使用量の割合を算出する。
- ③ 購入した梱包材、冷媒の金額に送料支援対象品目 1 品あたりの使用量の割合を掛け、送料支援対象品目 1 品当たりの梱包・冷媒費とする(端数が出る場合は切り捨てとする)。

6. 応募について

1) 支援対象金額

第 11 期募集における 1 事業者に対する支援対象金額の上限額は 500 万円(注)とします。なお、下限額は設けません。

なお、支援金額は課題提案書に記載された事業実施計画等の審査の結果や本事業を幅広く活用いただくために、課題提案書で計画された支援金額とならない場合があります。

(注)支援対象事業者がインターネット通販での販売実績があり、事務局に対して支援金額の上限を超える販売送料実績がある旨の証明書類等を事前に提示する場合には、支援上限額を超える追加支援を受けることができます(ただし、この場合においても、支援対象事業者は、事務局に対して月ごとに販売及び送料実績を報告しなければならず、また、公募期間ごとに申請を行う必要があります。)

2) 応募期間

第 11 期募集の期間は、令和 3 年 1 月 8 日～令和 3 年 1 月 15 日までとします。

なお、第 1 期～第 10 期募集に応募いただいた事業者の方も、続けて第 11 期募集に応募いただくことができます。なお、本事業の予算額を超えた場合は、第 11 期募集だけに応募された新たな事業者を優先して支援決定することもありますので、予めご了承ください。

3) その後の募集

第 11 期の後の募集は現在のところ予定しておりません。

7. 応募後の手続きや事業着手について

1) 選定結果の通知

第 11 期公募期間終了後、令和 3 年 1 月 29 日までに、選定結果を通知する予定です。応募が多数の場合などにより、通知が遅くなる場合がありますのでご了承ください。

また、課題提案書の入力内容や添付資料に不足や不明な点があった場合は、事務局より応募者に対応を依頼する場合があります。その際是对応していただき、その後の選定結果の通知となりますので、上記の日付より遅くなる場合があります。

2) 採択の内示後の申請書の提出

選定結果の通知において採択の内示を受けた場合は、実施規程別記様式 1 の記載内容による事業実施計画承認申請書と、実施規程別記様式 2 の記載内容による支援申請書を提出してください。

提出方法はオンラインによるものとし、記載内容をオンライン上で入力し、提出いただきます。

す。オンラインのアクセス先は、採択の内示の際にお知らせします。
オンライン提出は、採択の内示を受けてから2週間以内でお願いします。

3) 支援決定

支援決定は、上記の申請書の受領後、2週間以内に通知します。事業は、支援決定後に着手するものとなります。

4) 送料支援対象品目の品目WEBデータベースへの掲載

送料支援対象品目の品目WEBデータベースへの掲載は、支援決定と同時に、応募者から事務局に依頼できるようにします。

送料支援対象品目の掲載依頼は、オンライン上で品目毎に概要を入力して提出いただきます。オンラインのアクセス先と入力する項目は、支援決定の際にお知らせします。

応募者から掲載依頼があった送料支援対象品目については、事務局にて内容を確認し、要件が合致しているものを品目WEBデータベースに掲載します。

掲載依頼があった送料支援対象品目の内容について、要件に合致しない場合は、事務局から修正依頼を行う場合がありますので、対応ください。対応が難しい場合には、掲載できないことがありますので、ご了承ください。

送料支援対象品目の品目WEBデータベースへの掲載は、3)の支援決定の通知後となります。

送料支援対象品目の品目WEBデータベースへの掲載依頼は、支援決定通知後から事業期間中、事務局に随時行うことができ、一事業者からの掲載件数も定めません。

(参考) 支援対象品目 Web データベース (一般公開) について

支援対象品目 Web データベースは、以下のアドレスよりアクセスできます。

こちらはどなたでもアクセスして、閲覧することができます。

<https://suisan-ouen.jp/ec-webdb/>

5) 送料・運搬料等の支援対象となる期間

送料・運搬料等の支援対象となる期間の開始は、送料支援対象品目が品目WEBデータベースに掲載された日となります。

品目WEBデータベースに、送料支援対象品目が掲載されていない期間に発生した、その送料支援対象品目の送料・運搬料等は、支援の対象とならないのでご注意ください。

一事業者が複数の送料支援対象品目を掲載依頼した場合、品目WEBデータベースに掲載されている送料支援対象品目の送料・運搬料等は支援の対象となり、品目WEBデータベースにまだ掲載されていない送料支援対象品目は支援の対象にならないため、各送料支援対象品目が品目WEBデータベースに掲載されている期間の確認を徹底してください。

なお、本事業の完了期限である令和3年2月28日より後、品目WEBデータベースへの送料支援対象品目の掲載が続く場合がありますが、令和3年2月28日より後の期間に発生した送料・運搬料等は支援の対象となりません。

8. 事業実施状況及び事業の実施結果報告について

1) 中間での事業実施状況報告

事業期間の途中に中間での事業実施状況の報告をお願いする予定です。

中間事業実施状況報告では、事業計画に対しての進捗の報告をお願いします。

中間事業実施状況報告は、事務局より改めて依頼する内容となります。

2) 事業完了日と事業の実施結果報告

事業は令和3年2月28日までに完了させてください。

事業完了日から、1ヶ月以内または令和3年3月5日のいずれか早い日までに実施結果報告を提出してください。そのため事業完了日が令和3年2月28日に近くなる場合は、実施結果報告を速やかに提出できるよう準備しておいてください。

9. 支援金の支払いについて

1) 期間中での支援金の支払い

月ごと支援金の支払いを予定しております。

事務局は、月ごとの精算請求書類の提出を受けた後、書類を確認し、内容が適正であることが確認されたあと、月ごとに支援金の額を確定し、お支払いします。

なお、精算請求書類の状況により、精算請求書類の提出を受けた後からお支払いまでにかかる期間は変わります。ご了承ください。

2) 事業完了後の支援金の支払い

事務局は、事業完了後、事業の実施結果報告を受けた後、報告内容を審査し内容が適正であることが確認されたあと、支援金の額を確定し、速やかに支払いします。